

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から53年6月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで  
③ 昭和56年10月から57年3月まで

私は、申立期間当初は母親と同居しており、国民年金保険料と一緒に納付していた。結婚後も母親と夫と3人で同じ納付組合に加入しており、毎月決まった日に地区の班長が集金に来ていた。

国民年金の加入手続や保険料の納付は主に母親が行っており、一緒に納付していた母親や夫の記録は納付済みとなっているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さや年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立期間②については、その直前となる昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を55年6月26日に過年度納付していることがA市保管の国民年金被保険者名簿により確認できるとともに、申立期間②の直後となる昭和55年度の国民年金保険料については、国民年金収納状況一覧表により現年度納付していることが確認できることから、申立人の母親が、申立期間②直前の保険料9か月分を一括納付しながら当該期間のみを未納のままとしておくことは不自然である。

さらに、申立期間③についても、この直後となる昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料を58年12月26日に過年度納付していることがA市保管の国民年金被保険者名簿により確認でき、この時点で、先に時効

が到来する申立期間③の国民年金保険料を納付しないまま、その後の期間の保険料を納付することは考えにくく、申立期間③については納付済みであったと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月16日に払い出されていることが確認できるとともに、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、その時点で申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「毎月、地区の班長に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立期間①については、社会保険庁の電算記録及びA市保管の国民年金被保険者名簿では、それぞれ、国民年金の未加入期間及び厚生年金保険の被保険者期間とされていることが確認できることから、当該期間当時、申立人は国民年金保険料を集金人に納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年8月13日）及び資格取得日（昭和54年1月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和51年8月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から52年9月までは4万8,000円、同年10月から53年9月までは5万6,000円、同年10月から同年12月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月13日から54年1月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における記録について、昭和51年8月13日から54年1月26日までの期間が空白となっていた。

私は、同社において昭和48年11月から55年12月までの間、途中で退職することも無く、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和49年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、51年8月13日に資格を喪失後、54年1月26日に同社において再度資格を取得しており、51年8月から53年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和48年11月1日から55年12月25日まで引き続き勤務していたことが確認できるとともに、申立

人が挙げた複数の同僚及び当時の事務担当者の供述では、「申立人は、申立期間中も当該事業所に勤務し、その業務内容や勤務形態に変更は無く、同社が厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格に係る期間を違えて手続したことも無かった。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和51年8月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から52年9月までは4万8,000円、同年10月から53年9月までは5万6,000円、同年10月から同年12月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年8月から53年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から7年10月まで

私は昭和62年末には自宅を新築し、その後の申立期間を含めた期間は仕事も順調な時期であり、現在に至るまで、国民年金保険料のみならず、すべての税金に未納はない。

国民年金保険料の納付は私の妻が行い、完納してきたので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市保管の国民年金被保険者名簿の国民年金付記異動照会には、A市から申立人の妻に対し平成5年3月に申立人への納付指導がされた記録や、6年9月に免除指導された記録が確認できるとともに、申立人に対しても7年10月に納付指導された記録が確認できるなど、申立期間を含む3年9月から7年10月までの間に、申立人の保険料について申立人及びその妻に対し、A市が複数回の納付指導及び免除指導を行っている旨の記載が確認できることから、当時から申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納となっていたことを認識していたものと考えられ、「妻が毎月、保険料を納付し、完納してきた。」とする申立てには不自然さが見られる。

また、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年4月までの期間及び55年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から50年4月まで  
② 昭和55年10月から61年3月まで

結婚後8か月経った昭和46年末に仕事を辞めた際に、将来のためにと厚生年金保険から国民年金へ切り替えた。私の夫が、加入手続きを行い、毎月、納付書に現金を添えてA区役所1階で納付した。年金に加入した際に交付を受けたオレンジ色の年金手帳は転居の際不明になってしまった。

また、ねんきん特別便が送付された際に専用ダイヤルに電話したところ、昭和55年4月から同年9月までが未納で、その後5年間は他の年金制度（共済組合又は船員保険）になっていると言われた。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号については、昭和50年5月に任意加入により払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が46年に交付を受けたとするオレンジ色の国民年金手帳の形態は、49年11月から使用されているものであることが確認できるなど、申立人は、国民年金の加入手続きを行った時期を誤認している可能性がうかがえる。

また、申立期間①については、申立人は、「昭和46年末にA区役所1階で国民年金の加入手続きを行い、納付書に現金を添えて保険料を納付した。」と主張しているが、46年当時は、未だ、A区役所は存在していな

かった上、申立期間①当時のB区（A区の前身区）における保険料の収納方法は48年3月まで印紙検認方式であったことが確認されるなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間②については、66か月と長期間である上、社会保険事務所保管の特殊台帳では、申立人が昭和55年10月1日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、当該記録に不自然な点はうかがえず、申立期間②は、国民年金の未加入期間であることから、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものとするのが自然である。

加えて、申立人及びその夫が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月15日から38年10月1日まで

私はそれまで勤務していたA社の閉鎖に伴い、昭和36年10月にB社C支店に雇用され、申立期間中、当初は作業員の賃金計算をする事務職として、その後は貨車の発送係として日常変わりなく勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入期間について、2年間の空白期間があることが分かった。

厚生年金保険には、入社当初から継続して加入していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社D支店が提出した失業保険被保険者資格取得確認通知書では、資格取得日が昭和36年10月10日と記載されており、申立人が主張する厚生年金保険被保険者の資格取得日である36年10月15日とおおむね一致していることから、申立人は、申立期間中、B社C支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社C支店は、平成10年4月1日に全喪して、同日、同社D支店で一括適用されており、同社D支店では、C支店に係る賃金台帳等の資料が保存されていないため、当時の厚生年金保険料控除等について確認ができない上、申立人が挙げた同僚に照会したが、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明としており、申立人の主張を裏付ける資料が得られなかった。

また、申立人は、「B社C支店及びA社は共に、E社の運搬業務を請け負っていたが、A社の事業所閉鎖に伴い、B社C支店にすぐに採用された者も多数いた。」としているところ、社会保険事務所に保管する被保険者原票では、A

社の全喪時(昭和 36 年 10 月 10 日)に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、B 社 C 支店で資格を取得した同僚 4 人のいずれもが、申立人と同じ昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人と同じく、A 社の全喪時に B 社 C 支店に事務職として採用され、1 年後に退職した同僚は B 社 C 支店において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する B 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中に申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠落は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。